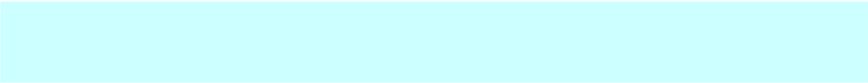




## 第4部 參考資料





## 1 用語解説

### 【あ行】

#### ▶ 医療レセプト

医療機関から保険者への請求明細書のことで、医療サービスの内容（病名、処置名、薬剤名、検査名、単価、回数、数量）や費用などが記載されています。

### 【か行】

#### ▶ 介護給付費準備基金

介護保険の財源に不足が生じた場合に備えて、保険者が保険料を財源として積み立てている基金のことです。

#### ▶ 介護サービス

加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となったものに対し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援するために、介護保険制度に基づき提供されるサービスのことです。居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスなどがあります。

#### ▶ 介護サービス事業者

在宅の要介護者等に対し介護サービスを提供する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者と、要介護者を入所させて介護サービスを提供する介護保険施設があります。サービスの種類ごとに定められた指定基準を満たすものとして、指定居宅サービス事業者と介護保険施設については都道府県（政令市・中核市においては市）から、指定地域密着型サービス事業者については市町村から指定を受け、6年ごとに指定の更新を受けます。

#### ▶ 介護支援専門員(ケアマネジャー・略:ケアマネ)

利用者の心身の状況や置かれている環境、利用者やその家族の希望を尊重しながら、介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービス提供事業者等との連絡・調整などを行います。介護支援専門員は、実務研修受講試験に合格し、都道府県が実施する「介護支援専門員実務研修」を修了することで、都道府県に登録されます。平成18年度より、5年ごとに所定の研修を受けることで登録を更新する更新制度が導入されました。

#### ▶ 介護専用型特定施設

特定施設のうち、入居者が要介護者、その配偶者などに限られているもののことです。

#### ▶ 介護認定審査会

要介護認定の審査判定を行うために設置される市町村の附属機関を指します。保健・医療・福祉の専門家により構成され、認定調査の結果や主治医意見書等を資料に、介護の要否やその程度及びその有効期間について審査及び判定を行います。また、判定に際して、サービス提供上の留意事項等の意見を付すことができます。

#### ▶ 介護保険施設

介護保険法で規定されている、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の3施設を指します。

▶ **介護予防サービス**

要支援1・2の認定者向けのサービスで、生活機能の維持・改善を図り、要介護度の重度化を防ぐことを目的として提供されるサービスです。

▶ **介護予防事業**

元気な高齢者を含むすべての高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた取り組みを行う一次予防事業と、生活機能の低下により、このままでは要介護状態になる恐れが高い高齢者を対象とする二次予防事業があります。

▶ **介護療養型医療施設**

病状が安定期にある長期療養者で介護とともに医療も必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設のことです。

▶ **介護レセプト**

介護保険事業所から国民健康保険団体連合会へ提出する介護報酬請求に関わる書類のことです。

▶ **介護老人福祉施設**

常時介護を必要とし、在宅生活が困難な要介護者に、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行う施設のことです。（老人福祉法上の特別養護老人ホーム）

▶ **介護老人保健施設**

病状が安定している要介護者に、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う施設です。在宅への復帰を目指したりリハビリテーションに重点をおいたサービスが行われます。

▶ **家族介護慰労金**

在宅では介護負担が大きい、要介護4、5の高齢者等を、その家族が介護サービスを使用せずに1年間継続して介護している場合、介護の労をねぎらうため、申請することで介護者に支給される慰労金です。

▶ **基本チェックリスト(みつめてほシート)**

高齢者が、自分の生活や健康状態をチェックし、介護予防に役立てるもので、国が定めた25の質問項目と市が独自に追加した項目から成り、運動機能、栄養、口腔機能、物忘れなどに関する質問表のことです。久留米市では、「みつめてほシート」という名称で実施しています。

▶ **キャリアコンサルタント**

労働者や就職を希望する人（労働者等）がその適性や職業経験などに応じて職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練の受講などの職業能力開発を効果的に行うことができるよう、労働者等の相談に応じる人のことです。

▶ **QOL**

Quality of Life（生活の質）の略です。1989年にWHOが癌の診断時から終末期に至る全過程にQOLを重視した医療を提唱し脚光を浴びました。最近幅広く、一般には心理・社会的な豊かさも含めて、心の問題、高齢者の生きがいなどに使われる言葉となっています。

**▶ 給付適正化**

介護保険サービスの給付内容に対して、その必要性、効果が適正でないと考えられるもの、また、事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求等、不適正な事例による給付費の増加や、介護保険制度の健全な運営を阻害する要因を排除するために行う、保険者、国、都道府県等による介護給付の適正化に関する取り組みのことです。

**▶ 境界層**

障害福祉サービスの利用者負担によって生活保護の受給の対象者となる人たちを指します。そのような場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで利用料を減額することになっています。

**▶ 居宅介護支援**

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者等とサービスの種類、利用回数などを話し合い、利用者に合った居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、計画に基づくサービスが確保されるように事業者との連絡調整を行うことです。

**▶ 居宅サービス**

自宅で利用するサービスで、訪問してもらって利用するもの（訪問介護、訪問看護など）や施設に通って利用するもの（通所介護、通所リハビリテーション）、施設に泊まって利用するもの（短期入所生活介護、短期入所療養介護）などに分類されます。

**▶ 居宅療養管理指導**

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士が居宅を訪問し、療養上の管理指導を行うものです。

**▶ グループホーム**

認知対応型共同生活介護をご参照ください。

**▶ ケアプラン**

高齢者の心身の状態や生活状況の把握や分析により明らかになった利用者の問題状況を解決するために、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成する介護サービス計画のことです。利用者や家族の希望を尊重しながらサービスの方向性と目標を明確にします。

**▶ ケアマネジメント**

利用者が地域で生活を続けられるようサービスを調整、供給していくことです。

**▶ ケアマネジャー**

介護支援専門員をご参照ください。

**▶ 軽費老人ホーム**

「低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められるものであって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを旨とする」ことを目的として設置された居住施設です。

**▶ 高額介護(予防)サービス**

介護保険サービス費の自己負担（1割）が、所得段階別に設定される一定額を超えたとき、その超えた分が払い戻される制度です。所得段階は、所得や世帯の課税状況に応じて1～4段階に分けて設定されます。

▶ **後期高齢者**

75歳以上の高齢者のことです。

▶ **口腔機能**

食べたり、笑ったり、話したりするために使う口の中（歯や歯ぐき、舌）や口の周りの筋肉や唇の周りの働きのことです。

▶ **合計所得金額**

純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額のことです。

▶ **高齢者虐待**

家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のことを指します。高齢者の基本的人権を侵害・蹂躪し心や身体に深い傷を負わせるもので、身体的虐待（身体拘束を含む）、性的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄、経済的虐待といった種類があります。

▶ **国民健康保険団体連合会**

国民健康保険法の規定により、都道府県単位に設立されている法人です。介護保険では、介護報酬の審査支払業務及び介護保険サービスの相談・指導・助言（苦情処理）業務を行っています。

▶ **個別サービス計画**

全体の支援体制や各事業所間の役割などが記入されたケアプランを踏まえて各事業所が作成するサービスごとの計画のことです。

▶ **コミュニティ**

同じ地域に住む人々が日常生活のふれあいを通じて、連絡・連携し、お互いの連帯感・共同意識・信頼関係を築きながら、自らの地域を自らの力で自主的に住みよくしていこうとする地域社会のことです。

▶ **コンプライアンス**

法律や倫理を遵守することです。

● **【さ行】**

▶ **財政安定化基金**

見込みを上回る給付費の増大や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に資金の交付や貸付を行うため、都道府県が設置している基金のことです。

▶ **在宅介護サービス**

在宅生活援助を必要とする人に対して提供される家事、介護、食事、入浴等のサービスののことです。

▶ **参酌標準**

介護給付等対象サービスの種類ごとの事業量見込みを定めるにあたって、国が示した標準的な目標となる割合のことです。

**▶ 施設・居住系サービス**

施設サービスとは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種の施設に入所して受けるサービスのことです。居住系サービスとは、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護のことを指します。

**▶ 施設サービス**

介護保険施設入所者に対するサービスのことです。（介護保険施設をご参照ください。）

**▶ 実地指導**

介護サービス提供に係る指定基準の遵守、利用者保護、適正な保険給付の確保等を目的としてサービス事業者等の事業所に赴き、関係書類の閲覧及び関係者へのヒアリングにより実施する指導のことです。取り締まることを目的として行うものではありませんが、実地指導を行う中で、著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合、または、報酬請求指導の際に著しい不正や極めて悪質な請求が認められた場合は、監査へ変更します。

**▶ 市民後見人**

成年後見制度における後見人となる一般市民のことをいいます。

一般的に市民後見人になるには、高齢者の権利擁護や成年後見制度などを理解する事が必要で、養成講座が行政や民間により開催されています。

**▶ 社会福祉士**

「社会福祉士及び介護福祉法」による国家資格です。専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行います。

**▶ 住宅改修**

在宅の要介護者、要支援者が、実際に居住する住居の段差解消、廊下や階段の手すり取り付けなどの介護保険で給付対象となる一定の改修を行ったときには、改修費（最大20万円）の9割が支給されます。

**▶ 集団指導**

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の算定、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習会形式により行う指導のことです。

**▶ 主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)**

介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など一定の実務経験があり、所定の研修を受講した介護支援専門員のことです。地域包括支援センターには、主任介護支援専門員を配置する必要があり、地域における包括的・継続的ケアマネジメントの中核的な役割を担います。

**▶ 主治医意見書**

主治医意見書には、要介護認定の申請者の「身体上又は精神上的の障害の原因である疾病又は負傷の状況等」について、①傷病に関する意見、②特別な医療、③心身の状態に関する意見、④生活機能とサービスに関する意見の所定項目に沿って記載されます。また、所定項目外の意見は⑤特記すべき事項に記載されます。

**▶ 小規模多機能型居宅介護**

「通い（デイサービス）」を中心として、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた総合的なサービスを行うものです。

▶ **審査支払手数料**

事業所からのサービス費用の請求にかかる審査・支払を国民健康保険団体連合会に委託する際の手数料のことです。

▶ **スクリーニング**

多数の対象をふるいにかけて、一定の条件にあてはまる対象を抽出することです。

▶ **生活支援サービス**

日常生活において支援を必要とする高齢者に対して提供される介護保険対象外のサービスです。

▶ **生活支援ハウス**

独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者を受け入れる施設です。

▶ **成年後見制度**

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を対象に、本人に代わって暮らしに必要な様々な判断をする人（代理人）を法律に基づいて決定し、本人の財産や権利を護る制度です。任意後見制度と法定後見制度の二つの制度があります。

▶ **セーフコミュニティ**

「けがや事故などは、偶然の結果ではなく予防することができる」という理念のもと、地域の実情をデータを用いて客観的に評価し、行政、関係機関、市民、地域の団体・組織などが力をあわせて進める「安心して生活できる安全なまちづくり」の取り組みや、それを行う自治体のことで、WHO（世界保健機関）セーフコミュニティ協働センターが認証します。

久留米市は平成 23 年 7 月、セーフコミュニティの活動開始を宣言し、平成 25 年度中の認証取得を目指して、取り組みを進めています。

▶ **前期高齢者**

65 歳以上 75 歳未満の高齢者のことです。

● 【た行】

▶ **DV**

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。「DV」とは、配偶者または親密な関係にある（元配偶者及び元恋人を含む）男女間の暴力をいい、被害者の多くは女性です。暴力は、身体的暴力だけでなく、「精神的」「性的」などさまざまな形で複雑に重なり合って、長期にわたり反復的に行われることが特徴です。

▶ **団塊の世代**

戦後の、主に昭和 22 年から昭和 24 年までに生まれた世代のことです。この世代の出生数・出生率は以後のどの世代よりも高くなっています。

▶ **短期入所生活介護**

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなど日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスのことです。

▶ **短期入所療養介護**

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所、入院して、医学的管理のもとでの看護、機能訓練、日常生活上の世話を受けるサービスのことです。

**▶ 地域支援事業**

要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、要介護（要支援）状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を継続できるよう、介護予防及び地域における包括的・継続的な支援をすることを目的として、平成 18 年度に創設された事業です。必須事業である「介護予防事業」「包括的支援事業」と、保険者（市町村）が地域の実情により行う「任意事業」で構成されます。

**▶ 地域包括ケアシステム**

可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、医療、介護、予防、見守り、住まいなどの多様な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供していく体制のことがとされています。

**▶ 地域包括支援センター**

平成 18 年度に創設された機関で、主に地域の高齢者や介護する家族に対して、心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、権利擁護、虐待防止などの総合的マネジメントを行い、支援していくことを業務としています。

**▶ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

介護老人福祉施設（定員が 29 人以下であるもの）において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等及び療養上の世話を行うサービスです。

**▶ 地域密着型サービス**

住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、要介護（要支援）者の日常生活圏域内におけるサービス提供拠点の確保を目的としたサービスのことです。小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など 8 種類があり、保険者（市町村）が指定、指導監督権限を持ち、利用は当該保険者の被保険者に限られます。平成 24 年度から新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスが追加されました。

**▶ 地域密着型特定施設入居者生活介護**

介護専用型特定施設（定員が 29 人以下であるもの）において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

**▶ チームケア**

一人の利用者に複数の援助者がチームを編成してケアサービスを提供することです。

同じケアを継続して提供するために編成されたチームによるケアサービスを意味する場合と、主治医や看護師など、医療、保健、福祉の専門職との連携チームによるケアサービスを意味する場合があります。

**▶ 超高齢社会**

一般的に、高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）が 21%以上の社会をいいます。

▶ **調整交付金**

介護保険の財源のうち、利用者負担を除いた全市町村の給付費の5%を国が交付するもので、要介護者の発生率が高い後期高齢者の割合や所得段階別の被保険者数など、その市町村の責に帰さない財政力格差を調整するための交付金です。この割合は、市町村により異なります。

▶ **通所介護**

デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練などを受けるサービスのことです。(いわゆるデイサービス)

▶ **通所リハビリテーション**

介護老人保健施設(老人保健施設)、病院、診療所などに通い、できる限り自立した日常生活を送るための理学療法、作業療法等必要なリハビリテーションを受けるサービスのことです。(デイケア)

▶ **定期巡回・随時対応サービス**

定期巡回や24時間365日対応窓口への連絡により、ホームヘルパーや看護師等が訪問し、介護や看護を行うサービスです。

▶ **特定施設入居者生活介護**

都道府県(政令市・中核市においては市)の指定を受けた有料老人ホームやケアハウスに入居し、食事、入浴、排せつなどの介助や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

介護付き有料老人ホームについては、要介護認定者やその配偶者など限られた方のみが入居できるものを「介護専用型」、要支援認定者や自立者も入居できるものを「混合型」と呼称します。

▶ **特定疾病**

初老期の認知症、脳血管疾患など老化を原因とする16の疾病を指します。第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)が介護給付・予防給付を受けることができるのは、この特定疾病によって要介護・要支援になった場合に限られます。

▶ **特定入所者介護(予防)サービス**

低所得者の方の介護保険施設やショートステイなどのサービス利用が困難とならないよう、所得に応じた負担限度額が設けられ、施設入所者やショートステイを利用した場合の居住費(滞在費)や食費が軽減されるサービスで、負担限度額は所得や世帯の課税状況に応じて設定されます。ただし、軽減を受けるには申請が必要です。

▶ **特定保健指導**

特定健康診査受診後、その結果から生活習慣病発症の危険性が高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる方を対象に、生活習慣改善のための取組みを継続的に行えるようサポートするものです。対象者の方には、久留米市国民健康保険より「特定保健指導利用券」を送付しています。

▶ **特別養護老人ホーム**

老人福祉法に基づき、身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする高齢者を入所させて、養護する施設です。

介護保険法上は、「介護老人福祉施設」になります。

● **【な行】**

▶ **二次判定**

要介護認定等基準時間に照らしコンピュータによって判定された一次判定結果の原案と認定調査票の特記事項及び主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で行われる審査・判定のことです。

▶ **日常生活圏域**

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設等の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。

▶ **任意事業**

地域支援事業のうち、介護保険事業の運営の安定化を図り、被保険者、要介護者、介護者に地域の実情に応じた支援を行う事業です。介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業があります。

▶ **認知症サポーター**

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のことを指します。各地域で実施されている「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある、受講者には認知症サポーターの証としてオレンジ色のリストバンドが渡されます。平成23年度末時点で全国に300万人のサポーターの養成が達成されています。

▶ **認知症対応型共同生活介護（グループホーム）**

認知症の高齢者が、5人～9人で共同生活をしながら、介護スタッフによる食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練を行います。

▶ **認知症対応型通所介護**

認知症の高齢者が、デイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどを受けるサービスです。

▶ **認定調査（訪問調査）**

要介護認定の申請があったときに、市町村職員または市町村から委託を受けた指定市町村事務受託法人及び指定居宅介護支援事業者などの介護支援専門員が、直接、面接して行う調査のことです。調査員が家庭などを訪問して、心身の状態や動作能力等について、全国共通の認定調査項目について聞き取り調査を行います。

▶ **認定調査項目**

認定調査項目は、概況調査、基本調査、特記事項から構成されています。概況調査は、現在うけているサービスの状況、環境等の確認項目です。基本調査は、高齢者の生活を体系的に理解できるように、①身体機能・起居動作、②生活機能、③認知機能、④精神・行動障害、⑤社会生活への適応と特別な医療についての確認項目で、要介護認定等手順における一次判定に、特記事項は基本調査に対応した選択根拠や具体的状況についての確認項目で、要介護認定等手順における二次判定に用いられます。

● **【は行】**

▶ **パブリックコメント**

公的な機関が規則あるいは命令、計画等を制定、策定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続をいいます。事前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指す手法の一つです。

▶ **標準的居宅サービス**

居宅サービスのうち、居住系サービスである認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護を除いたものです。

▶ **複合型サービス**

複数の在宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせた一体的なサービスのことで、平成24年4月時点では小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせのみが規定されています。

▶ **福祉用具貸与**

心身の状況や環境などを踏まえ、車椅子やベッド、歩行器などの日常生活の自立を助ける用具を貸与（レンタル）するサービスのことで、

▶ **福祉用具販売**

心身の状況や環境などを踏まえ、日常生活上の便宜を図り、自立した生活を支援するために腰掛便座、入浴補助用具等、福祉用具貸与対象品目以外で介護保険サービスの支給対象となる福祉用具を購入したときは、購入費（1年間につき最大10万円）の9割が支給されます。

▶ **包括的支援事業**

地域包括支援センターが中核拠点となって実施する事業です。（地域包括支援センターをご参照ください。）

▶ **訪問介護**

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、食事、入浴、排せつの介助や、炊事、掃除、洗濯といった家事など日常生活を行うサービスです。

▶ **訪問看護**

訪問看護ステーションや病院、診療所などの看護師、保健師などが居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

▶ **訪問調査**

認定調査をご参照ください。

▶ **訪問入浴介護**

入浴が困難な寝たきりの高齢者などの家庭を、入浴設備と簡易浴槽を積んだ移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

▶ **訪問リハビリテーション**

病院、診療所、介護老人保健施設の病院理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して、できる限り自立した日常生活を送るための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けるサービスのことで、

▶ **保健師**

「保健師助産師看護師法」による国家資格で、所定の専門教育を受け、地区活動や健康教育・保健指導などを通じて疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行う地域看護の専門家のことで、

## 【ま行】

### ▶ **メタボリックシンドローム**

内臓脂肪の蓄積により、糖代謝異常（耐糖能異常、糖尿病）、脂質代謝異常（高中性脂肪血症、低 HDL コレステロール血症）、高血圧等の動脈硬化の危険因子が、集積している状態です。個々の危険因子の程度が軽くても、重複して存在すると動脈硬化性疾患の発症が相乗的に増加するので、高コレステロールに匹敵する強力な危険因子として、近年注目されています。

## 【や行】

### ▶ **夜間対応型訪問介護**

居宅において夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備として、「定期巡回」と「通報による随時対応」により、利用者の居宅で日常生活の世話をを行うサービスです。

### ▶ **有料老人ホーム**

老人福祉法に基づく高齢者向けの生活施設です。

サービス内容によって、介護保険の指定を受けて特定施設入居者生活介護サービスが提供される「介護付き有料老人ホーム」、生活支援等のサービスが提供され、介護が必要になった場合は外部の居宅サービスを利用できる「住宅型有料老人ホーム」、介護が必要になった場合は退去することになる「健康型有料老人ホーム」の3タイプに分けられます。

### ▶ **ユニットケア**

特別養護老人ホーム等において、施設の居室（個室）を10人程度のグループに分け、それぞれを一つのユニット（生活単位）として食事や入浴、施設内の行事などの日常生活を送り、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活を共にしながら個別にケア（介護）をすることです。

### ▶ **ユニバーサルデザイン**

ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

### ▶ **要介護者**

要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のことです。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分されます。

▶ **要介護認定等基準時間**

その人の「能力」、「介助の方法」、「障害や現象の有無」から統計データに基づき推計された、介護に要する時間（介護の手間）を「分」単位で表示したものです。日常生活における8つの生活場面ごとの行為（「食事」、「排泄」、「移動」、「清潔保持」、「BPSD（認知症の行動と心理症状）関連行為」、「機能訓練関連行為」、「医療関連行為」）の区分ごとの時間と、「認知症加算」の時間の合計となっています。

▶ **要支援者**

要支援状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して日常生活を営むうえで支障があると見込まれる状態）にあると認定された人のことです。支援の必要の度合いに応じて、要支援1、要支援2に区分されます。

● 【5行】

▶ **療養病床の再編**

現在の医療療養病床及び介護療養病床を、医療療養病床及び介護保険施設等に再編し、機能分担を明確にすることです。医師による医療が必要な者は医療療養病床へ、介護の必要性がより高い者は介護保険施設等で、それぞれ適切なサービスを提供する体制を整えることとなります。

## 2 第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会の協議経過

【平成23年5月26日（木）】（第1回）

- ・ 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について
- ・ 制度改正の動向について
- ・ 第3期・第4期事業計画期間に実施した整備事業について

【平成23年7月14日（木）】（第2回）

- ・ 高齢者実態調査及び介護事業所調査結果報告
- ・ 団塊世代の意識・実態調査の実施について
- ・ 介護サービス見込み量推計及び保険料算定の流れ

【平成23年8月23日（火）】（第3回）

- ・ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正（案）について
- ・ 平成22年度介護保険事業運営状況について

【平成23年9月26日（月）】（第4回）

- ・ 第4期介護予防事業の実績について
- ・ 施設整備及び介護保険料設定にあたって考慮すべき課題について

【平成23年10月28日（金）】（第5回）

- ・ 「第4期（平成21～23年度）久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画進捗状況評価」について
- ・ 「久留米市団塊世代の実態・意識調査結果報告（抜粋）」について

【平成23年12月1日（木）】（第6回）

- ・ 介護予防事業分析・評価と課題対応について
- ・ 第5期（平成24～26年度）久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画骨子について
- ・ 第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画における介護サービス基盤の整備について
- ・ 第5期計画期間における介護保険料の設定について

【平成23年12月15日（木）】（第7回）

- ・ 介護保険運営状況について（2）
- ・ 第5期介護保険料の段階設定について

【平成24年1月25日（水）】（第8回）

- ・ 第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画素案について

### ★ パブリックコメントの実施

《平成24年1月30日（月）～平成24年2月28日（火）》

【平成24年3月 日（ ）】（第9回）

- ・ パブリックコメントの結果について
- ・ 第5期計画原案について

【平成24年3月 日（ ）】

- ・ 市長への結果報告

### 3 久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の推進状況を把握し、進捗状況を管理するとともに、新たな計画の策定にあたり各分野の立場からの意見を聴き、計画策定の参考とするため、久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）に対して、計画の推進に関する意見を述べるとともに、委員会が新たな計画を策定するに際して必要な助言を行う。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる分野又は団体等の関係者の中から市長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 地域福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 介護保険事業関係者
- (5) 市民団体
- (6) 市民代表

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の進捗状況の管理及び策定に必要な期間で3年以内とし、市長が決定する。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

(委員の任期の経過措置)

2 平成 15 年 3 月 31 日以前に委嘱された委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

## 4 久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会委員名簿

任期：H24.3.31 まで

区分	所属団体名	役職名	氏名	備考
保健医療関係	久留米医師会	理事	日高 滋紀	会長
	久留米歯科医師会	常務理事	大石 真大	
	久留米三井薬剤師会	専務理事	友安 義延	
	福岡県看護協会	訪問看護ステーション「くるめ」所長	荒巻 初子	
地域福祉関係	久留米市社会福祉協議会	地域福祉課課長補佐	大久保 芳子	※
	久留米市民生委員児童委員協議会	福祉部会長	今里 克己	※ 任期：H21.7.5～
	特定非営利活動法人くるめ地域支援センター	理事長	柴田 元	
学識経験者	久留米大学	医学部看護学科講師	椛 勇三郎	任期：H22.10.21～
	西九州大学	健康福祉学部社会福祉学科講師	加藤 稔子	副会長
介護保険事業関係者	久留米市介護福祉サービス事業者協議会(事業者代表)	理事長	柄澤 秀一	※
	久留米市介護福祉サービス事業者協議会(ケアマネジャー代表)	介護支援専門員部会 部会長	西田 千代香	※
	福岡県作業療法協会	理事	濱本 孝弘	
	福岡県言語聴覚士会	相談役	久保 健彦	
市民団体	久留米商工会議所青年部	直前会長	緒方 義信	任期：H22.10.21～
	久留米男女共同参画推進ネットワーク	こんねっとワーク事務局員	足達 禮子	任期：H22.10.21～
	特定非営利活動法人にここ会	理事長	岩坂 茂子	
	久留米市身体障害者福祉協会	会長	伊藤 邦彦	※
	久留米市校区まちづくり連絡協議会	地域連絡部会長	諸藤 太助	※ 任期：H22.10.21～
	久留米市老人クラブ連合会	副会長	仲 澄江	※ 任期：H22.10.21～
公募委員	市民		四ヶ所 文孝	
	市民		縄崎 順子	
	市民		猪口 壽八紘	

計 21 名

※印は、「久留米市地域包括支援センター及び地域密着型サービスの運営に関する協議会」の委員

## 5 久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会等設置要綱

(設置)

第1条 久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の推進状況を把握し、進捗状況を管理するとともに、新たな計画の策定に必要な事項の審議及び調整等を行うため、次の組織を設置する。

- (1) 久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）
- (2) 久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進調整会議（以下「調整会議」という。）

(委員会)

第2条 委員会は、計画の進捗管理及び次期計画の策定に関して審議し、方針決定を行う。

- 2 委員会の委員は、別表1に掲げる職員をもって充てる。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は健康福祉部を所管する副市長をもって充て、副委員長は健康福祉部長をもって充てる。
- 5 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 委員会は委員長が招集し、主宰する。

(調整会議)

第3条 調整会議は、次に掲げる事項について審議及び調整を行い、委員会に報告を行う。

- (1) 計画の推進状況の把握及び計画の推進状況の管理に関する事項
  - (2) 次期計画の策定にかかわる全庁的な調整連絡に関する事項
  - (3) 次期計画の原案に関する事項
  - (4) その他計画の進捗管理及び策定に関し必要な事項
- 2 調整会議の幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
  - 3 調整会議に代表及び副代表を置く。
  - 4 代表は、健康福祉部次長をもって充て、副代表は、総合政策課長をもって充てる。
  - 5 調整会議は代表が招集し、主宰する。

(関係部局の協力)

第4条 関係各部局は、計画の進捗管理及び策定作業の効率的で円滑な推進を図るため、委員会及び調整会議の業務遂行に積極的に参加、協力するものとする。

(事務局)

第5条 委員会及び調整会議の事務局は、健康福祉部内に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 12 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 4 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 5 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

委員長	健康福祉部を所管する副市長
副委員長	健康福祉部長
委員	総合政策部長
	総務部長
	協働推進部長
	協働推進部 男女平等推進担当部長
	市民文化部長
	健康福祉部 保健担当部長
	子ども未来部長
	環境部長
	農政部長
	商工観光労働部長
	都市建設部長
	田主丸総合支所長
	北野総合支所長
	城島総合支所長
	三潁総合支所長
	上下水道部長
	教育部長
	委員長が別に指名する者
	委員長が出席を要請する関係機関の者

別表 2

代表	健康福祉部次長
副代表	総合政策部 総合政策課長
幹事	総合政策部 財政課長
	総務部次長
	総務部 人事厚生課長
	協働推進部次長
	市民文化部次長
	健康福祉部 保健所次長
	子ども未来部次長
	環境部次長
	農政部次長
	商工観光労働部次長
	都市建設部次長
	田主丸総合支所次長
	北野総合支所次長
	城島総合支所次長
	三潁総合支所次長
	上下水道部次長
	教育部次長
代表が別に指名する者	
代表が出席を要請する関係機関の者	

## 久留米市第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

平成24年3月

---

発行 福岡県久留米市  
企画・編集 久留米市健康福祉部長寿支援課・介護保険課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3  
TEL 0942-30-9184  
FAX 0942-36-6845

---